

静岡県統計年鑑（令和3年）正誤表

1 県・市町村の変遷 (2) 県・市町村の変遷（つづき） 9 ページ
 (誤)

(2)市町村の変遷(つづき)

合併編入年月日	市町	合併編入事項	合併編入年月日	市町	合併編入事項
明34.6.28 昭26.3.1 昭28.11.1 昭29.3.31 昭30.1.1	御殿場市	駿東郡 御厨町を御殿場町とする " 御殿場町、富士岡村、原里村、玉穂村及び印野村を廃し、御殿場市を新設 " 高根村を編入 " 小山町大字古沢の区域を編入	大3.8.1 昭30.2.11	御前崎市	榛原郡 御前崎町及び小笠郡浜岡町を廃し、御前崎市を新設
昭32.4.1 平20.11.1	袋井市	磐田郡 山名町を袋井町とする " 笠西村を袋井町に編入 " 袋井町及び周智郡久努西村を廃し、袋井町を設置 " 久努村を袋井町に編入 " 今井村を袋井町に編入 " 三川村を袋井町に編入 " 田原村大字新池松袋井及び	昭31.1.1 昭32.9.1	菊川市	小笠郡 小笠町及び菊川町を廃し、菊川市を新設
昭4.8.1 昭29.3.31			明42.1.1 昭3.12.15 昭23.9.1	牧之原市	榛原郡 相良町及び榛原町を廃し、牧之原市を新設
昭41.11.1			昭27.10.10 昭29.11.3 昭30.3.31 昭31.9.1	伊豆の国市	田方郡 伊豆長岡町、菫山町及び大仁町を廃し、伊豆の国市を新設
平20.11.1				賀茂郡 東伊豆町	賀茂郡 稲取村を稲取町とする " 城東村及び稲取村を廃し、東伊豆町を新設

(正)

(2)市町村の変遷(つづき)

合併編入年月日	市町	合併編入事項	合併編入年月日	市町	合併編入事項
明34.6.28 昭26.3.1 昭28.11.1 昭29.3.31 昭30.1.1	御殿場市	駿東郡 御厨町を御殿場町とする " 御殿場町、富士岡村、原里村、玉穂村及び印野村を廃し、御殿場市を新設 " 高根村を編入 " 小山町大字古沢の区域を編入	大3.8.1 昭30.2.11	御前崎市	榛原郡 御前崎町及び小笠郡浜岡町を廃し、御前崎市を新設
昭32.4.1 平20.11.1	袋井市	磐田郡 山名町を袋井町とする " 笠西村を袋井町に編入 " 袋井町及び周智郡久努西村を廃し、袋井町を設置 " 久努村を袋井町に編入 " 今井村を袋井町に編入 " 三川村を袋井町に編入 " 田原村大字新池松袋井及び	昭31.1.1 昭32.9.1	菊川市	小笠郡 小笠町及び菊川町を廃し、菊川市を新設
昭4.8.1 昭29.3.31			明42.1.1 昭3.12.15 昭23.9.1	牧之原市	榛原郡 相良町及び榛原町を廃し、牧之原市を新設
昭41.11.1			昭27.10.10 昭29.11.3 昭30.3.31 昭31.9.1	伊豆の国市	田方郡 伊豆長岡町、菫山町及び大仁町を廃し、伊豆の国市を新設
平20.11.1				賀茂郡 東伊豆町	賀茂郡 稲取村を稲取町とする " 城東村及び稲取町を廃し、東伊豆町を新設

静岡県統計年鑑（令和3年）正誤表

6 林業 (10)きのこ生産量 96 ページ

(誤)

(10)きのこ生産量

単位:トン

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
					県計	全国計
しいたけ						
乾しいたけ	103.8	101.6	102.3	105.4	103.1	2,302.1
生しいたけ	1,544.0	1,436.9	1,437.6	1,425.4	1,636.0	70,279.6
なめこ	1.8	3.8	6.9	7.7	7.3	22,835.3
ひらたけ	58.0	51.0	87.8	58.6	42.3	3,732.7
ぶなしめじ	3,078.4	3,038.6	X	3,157.5	3,220.1	122,060.8
まいたけ	5,437.9	5,337.3	5,180.2	5,282.1	5,365.7	41,855.8
エリンギ	48.1	54.4	190.0	59.6	58.1	38,057.8
乾きくらげ類	0.6	0.4	8.4	1.5	0.0	0.0
生きくらげ類	10.9	10.4	17.9	34.5	0.0	0.0

資料 同上

(正)

(10)きのこ生産量

単位:トン

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
					県計	全国計
しいたけ						
乾しいたけ	103.8	101.6	102.3	105.4	103.1	2,302.1
生しいたけ	1,544.0	1,436.9	1,437.6	1,425.4	1,636.0	70,279.6
なめこ	1.8	3.8	6.9	7.7	7.3	22,835.3
ひらたけ	58.0	51.0	87.8	58.6	44.9	3,732.7
ぶなしめじ	3,078.4	3,038.6	X	3,157.5	3,220.1	122,060.8
まいたけ	5,437.9	5,337.3	5,180.2	5,282.1	5,365.7	41,855.8
エリンギ	48.1	54.4	190.0	59.6	58.1	38,057.8
乾きくらげ類	0.6	0.4	8.4	1.5	0.0	0.0
生きくらげ類	10.9	10.4	17.9	34.5	0.0	0.0

資料 同上

静岡県統計年鑑（令和3年）正誤表

11 運輸・通信 (12) 営業倉庫利用状況 ②1～3 類倉庫保管残高 220 ページ

(誤)

②1～3類倉庫保管残高

単位:千トン

区分	総数	農水 産品	金属	金属製品 機械	窯業品	化学 工業品	紙・ パルプ	繊維 工業品	食料 工業品	雑工 業品	雑品
平成 元年	1,189.3	56.8	65.5	165.0	3.0	120.8	177.0	22.2	247.4	222.3	109.1
2	1,181.2	57.8	67.8	157.2	2.9	126.1	161.6	17.0	270.7	208.1	112.1
3	1,227.9	57.0	70.0	264.8	1.9	120.2	138.2	17.1	254.2	205.9	98.8

(正)

②1～3類倉庫保管残高

単位:千トン

区分	総数	農水 産品	金属	金属製品 機械	窯業品	化学 工業品	紙・ パルプ	繊維 工業品	食料 工業品	雑工 業品	雑品
令和 元年	1,189.3	56.8	65.5	165.0	3.0	120.8	177.0	22.2	247.4	222.3	109.1
2	1,181.2	57.8	67.8	157.2	2.9	126.1	161.6	17.0	270.7	208.1	112.1
3	1,227.9	57.0	70.0	264.8	1.9	120.2	138.2	17.1	254.2	205.9	98.8

静岡県統計年鑑（令和3年）正誤表

20 社会保障 (10) 国民年金 360 ページ

(誤)

(10) 国民年金

各年度末現在

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
被 保 険 者 総 数 (人)	644,918	629,007	607,755	596,043	577,815	
1 号	391,913	378,083	371,816	368,352	359,906	
任 意	3,461	3,475	3,505	3,472	3,585	
3 号	249,544	247,449	232,434	224,219	214,324	
保 険 料 免 除 者 総 数 (人)	141,375	132,613	132,127	139,791	138,862	
法 定 免 除	31,995	32,416	32,849	33,678	34,577	
申 請 免 除	109,380	100,197	99,278	106,113	104,285	
保 険 料 収 納 額 (千円)	40,717,704	40,793,012	40,095,426	38,874,056	38,230,824	
老 齢 基 礎 年 金 (新 法)	受 給 権 者 数 (人)	1,004,734	1,022,706	1,036,530	1,049,848	1,059,028
	平 均 年 金 額 (円)	687,308	688,355	690,259	693,088	693,637
障 害 基 礎 年 金 (新 法)	受 給 権 者 数 (人)	57,759	58,709	59,720	60,885	62,261
	平 均 年 金 額 (円)	855,366	854,171	853,591	854,325	852,749
遺 族 基 礎 年 金 (新 法)	受 給 権 者 数 (人)	6,562	6,515	6,358	4,498	6,185
	平 均 年 金 額 (円)	777,274	778,727	777,773	1,104,081	782,067
寡 婦 年 金 (新 法)	受 給 権 者 数 (人)	643	589	559	518	504
	平 均 年 金 額 (円)	460,447	451,209	444,830	437,020	426,837
小 計	受 給 権 者 数 (人)	1,069,698	1,088,519	1,103,167	1,115,749	1,127,978
	平 均 年 金 額 (円)	696,798	697,711	699,481	703,424	702,785
老 齢 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	21,004	17,437	14,549	12,010	9,934
	平 均 年 金 額 (円)	477,646	478,938	478,410	477,235	475,103
五 年 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	384	375	370	363	363
	平 均 年 金 額 (円)	403,000	403,000	403,400	404,200	403,800
通 算 老 齢 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	16,338	13,736	11,577	5,505	7,792
	平 均 年 金 額 (円)	213,017	212,913	214,212	225,049	213,797
小 計	受 給 権 者 数 (人)	37,726	31,548	26,496	17,878	18,089
	平 均 年 金 額 (円)	362,283	362,208	361,926	398,099	361,112
障 害 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	1,518	1,399	1,257	1,159	1,068
	平 均 年 金 額 (円)	852,732	853,268	853,510	856,422	854,594
母 子 (準 母 子) 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	1	1	1	1	1
平 均 年 金 額 (円)	1,227,900	1,227,900	1,229,100	1,231,500	1,230,300	
遺 児 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	-	-	-	-	-
	平 均 年 金 額 (円)	-	-	-	-	-
寡 婦 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	-	-	-	-	-
	平 均 年 金 額 (円)	-	-	-	-	-
小 計	受 給 権 者 数 (人)	1,519	1,400	1,258	1,160	1,069
	平 均 年 金 額 (円)	852,979	853,536	853,809	856,745	854,945
総 計	受 給 権 者 数 (人)	1,108,943	1,121,467	1,130,921	1,134,787	1,146,067
	平 均 年 金 額 (円)	685,631	688,468	691,745	698,711	639,614
老 齢 福 祉 年 金	受 給 権 者 数 (人)	2	1	1	1	1
	全 部 支 給 者 (人)	-	-	-	-	-
	一 部 支 給 停 止 者 (人)	1	-	-	-	-
	全 部 停 止 者 (人)	1	1	1	1	1
	支 給 年 金 額 (千円)	399	-	-	-	-

資料 静岡年金事務所

(正)

(10) 国民年金

各年度末現在

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
被 保 險 者 総 数 (人)	644,918	629,007	607,755	596,043	577,815	
1 号	391,913	378,083	371,816	368,352	359,906	
任 意	3,461	3,475	3,505	3,472	3,585	
3 号	249,544	247,449	232,434	224,219	214,324	
保 險 料 免 除 者 総 数 (人)	141,375	132,613	132,127	139,791	138,862	
法 定 免 除	31,995	32,416	32,849	33,678	34,577	
申 請 免 除	109,380	100,197	99,278	106,113	104,285	
保 險 料 収 納 額 (千円)	40,717,704	40,793,012	40,095,426	38,874,056	38,230,824	
老 齡 基 礎 年 金 (新 法)	受 給 権 者 数 (人)	1,004,734	1,022,706	1,036,530	1,049,848	1,059,028
	平 均 年 金 額 (円)	687,308	688,355	690,259	693,088	693,637
障 害 基 礎 年 金 (新 法)	受 給 権 者 数 (人)	57,759	58,709	59,720	60,885	62,261
	平 均 年 金 額 (円)	855,366	854,171	853,591	854,325	852,749
遺 族 基 礎 年 金 (新 法)	受 給 権 者 数 (人)	6,562	6,515	6,358	4,498	6,185
	平 均 年 金 額 (円)	777,274	778,727	777,773	1,104,081	782,067
寡 婦 年 金 (新 法)	受 給 権 者 数 (人)	643	589	559	518	504
	平 均 年 金 額 (円)	460,447	451,209	444,830	437,020	426,837
小 計	受 給 権 者 数 (人)	1,069,698	1,088,519	1,103,167	1,115,749	1,127,978
	平 均 年 金 額 (円)	696,798	697,711	699,481	703,424	702,785
老 齡 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	21,004	17,437	14,549	12,010	9,934
	平 均 年 金 額 (円)	477,646	478,938	478,410	477,235	475,103
五 年 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	384	375	370	363	363
	平 均 年 金 額 (円)	403,000	403,000	403,400	404,200	403,800
通 算 老 齡 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	16,338	13,736	11,577	5,505	7,792
	平 均 年 金 額 (円)	213,017	212,913	214,212	225,049	213,797
小 計	受 給 権 者 数 (人)	37,726	31,548	26,496	17,878	18,089
	平 均 年 金 額 (円)	362,283	362,208	361,926	398,099	361,112
障 害 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	1,518	1,399	1,257	1,159	1,068
	平 均 年 金 額 (円)	852,732	853,268	853,510	856,422	854,594
母 子 (準 母 子) 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	1	1	1	1	1
	平 均 年 金 額 (円)	1,227,900	1,227,900	1,229,100	1,231,500	1,230,300
遺 児 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	-	-	-	-	-
	平 均 年 金 額 (円)	-	-	-	-	-
寡 婦 年 金 (旧 法)	受 給 権 者 数 (人)	-	-	-	-	-
	平 均 年 金 額 (円)	-	-	-	-	-
小 計	受 給 権 者 数 (人)	1,519	1,400	1,258	1,160	1,069
	平 均 年 金 額 (円)	852,979	853,536	853,809	856,745	854,945
總 計	受 給 権 者 数 (人)	1,108,943	1,121,467	1,130,921	1,134,787	1,147,136
	平 均 年 金 額 (円)	685,631	688,468	691,745	698,711	697,539
老 齡 福 祉 年 金	受 給 権 者 数 (人)	2	1	1	1	1
	全 部 支 給 者 (人)	-	-	-	-	-
	一 部 支 給 停 止 者 (人)	1	-	-	-	-
	全 部 停 止 者 (人)	1	1	1	1	1
	支 給 年 金 額 (千円)	399	-	-	-	-